

指導者資格認定規約

第 1 条 資格認定制度の目的

小学校教育現場へ良質な英語教育の指導者を安定供給するために、統一的な認定基準に従い小学校英語指導者資格認定を行い、全国的な指導者養成体制作りをすすめ、小学校英語教育への支援体制を作り上げることを目的とする。

第 2 条 認定する資格の種類

小学校英語教育推進協議会（以下「J-SHINE」と称する）の認定している資格は、次の 6 通りである。

1. 「小学校英語指導者」資格

本資格は、小学校での英語活動・英語教育を行う上で、必要な知識と技能を有し、児童英語教育指導者として十分な能力を有すると

J-SHINE が認めたものである。「小学校英語指導者」は J-SHINE の認定する資格すべての基本となる資格である。

2. 「小学校英語指導者+」資格

小学校での英語活動・英語教育を行う上で必要な知識と技能を有し、50 時間以上の指導経験と CEFR B2 以上を有する資格です。

3. 「小学校英語準認定指導者」資格

この資格は、上記 1 の資格を付与するには指導経験時間が不足しているが、指導者としての知識などについて一定の技能と知識を有していると認定するものである。この資格を得た後、その指導者の指導時間が 50 時間を越えた段階で、「小学校英語指導者」の正資格に書き換える。

4. 「小学校英語上級指導者」資格

この資格は、上記 1 ～ 3 の資格を取得した後、国内の小学校*または国外の日本人学校での指導時間数が 200 時間を超えて、小学校長もしくは教育委員会から認定を受けた資格認定者に認める。

ただし、200 時間の指導経験はメインでの指導時間またはチームティーチングでの指導時間とし、グループ活動時指導時間や教室運営アシスタントの活動時間等は含まない。

また、当面は 200 時間の指導経験について、小学校通常授業の指導経験が 100 時間以上あり、かつ放課後や土曜、夏休み等の英語活動が 100 時間以上あれば、小学校での指導時間数が 200 時間あるものとして扱う。この場合の放課後等の活動とは、文部科学省、各地域の教育委員会、小学校など行政からの委託事業のことを指し、英会話スクールや英語塾などでの一般的な民間での指導は含まない。また、その場合の指導経験については、学校長や教育委員会に代わって当該事業運営団体の責任者の証明を用いるものとする。

なお、通常の指導者資格と上級資格をあわせて所持する必要はない。

*学校教育法の第 1 条に掲げられている学校のことであり、義務教育学校の前期課程等もこれに含む。

5. 「小学校英語上級指導者+」資格

「小学校英語指導者準資格」もしくは「小学校英語指導者資格」を習得した後、小学校*での指導時間数が 200 時間を超えて小学校長もしくは教育委員会から推薦を受け、且つ英語力が CEFR B2 以上の資格です。

*学校教育法の第 1 条に掲げられている学校のことであり、義務教育学校の前期課程等もこれに含む。

6. 「英語指導者育成トレーナー」資格

この資格は、「英語指導者育成講座を企画立案し、指導者を指導する者」としての知識・技能などの能力を備えていることを認定する資格である。J-SHINE が主催する資格検定の試験に合格することで資格が付与される。

トレーナー資格も、通常の指導者資格や上級資格とあわせて所持する必要はない。

第 3 条 資格認定の条件

J-SHINE の「小学校英語指導者」の資格認定は、J-SHINE の認定を受けた登録団体が主催する「指導者養成講座」を修了し、その団体より「小学校英語指導者」としての推薦を受けることを原則とする。

(2) 登録団体は「指導者養成講座」を開催する場合、必ず「指導者養成講座企画書」を J-SHINE に提出し、開催する講座が J-SHINE の定める共通カリキュラムを満たしていることについて J-SHINE より承認を受けなければならない。

(3) 第 2 条の 3 の規定により、準認定制度を採用する場合、登録団体は推薦時にその旨を団体登録申請書に記入し、承認を受けなくてはならない。また、「指導者養成講座企画書」にもその趣旨を明記しなくてはならない。

第 4 条 資格認定の申請

資格認定を希望する者は、J-SHINE の認定した登録団体が主催する指導者養成講座を修了し、その団体から推薦を受けなければならない。

そのため、資格認定希望者は研修を受ける団体を決め、その団体の主催する指導者養成講座を受講しなければならない。その指導者養成講座受講修了後に、団体が定める「資格認定の手続き」に従って資格認定を申請し、指導者認定審査料を登録団体に支払う。

(2) 資格認定の申請は各登録団体で案内し、すべての手続きは登録団体を通して行われる。

第 5 条 資格の認定

J-SHINE では、登録団体からの資格認定の推薦に基づき提出された書類などを総合的に審査し、認定委員会の了承を得て、その結果を登録団体に知らせる。資格を認定した者（合格者）には小学校英語指導者認定証明書（以下「証明書」という。）を交付しする。

(2) 不合格者はその結果を推薦した登録団体と申請者に通知する。なお、審査の結果資格認定で不合格となり、証明書を発行できない場合でも上記の審査料は必要となる。

第 6 条 資格認定の推薦基準

登録団体が資格認定の推薦をするためには、登録団体が主催する「指導者養成講座」を修了することの他に、次の 2 点の基準を満たしていなければならない。

1. 指導時間 50 時間以上（50 時間未満の人は準資格として推薦する）
2. 英語力の目安は英語で授業が行えることとする。

第 7 条 50 時間の指導経験

第 6 条 1 の資格認定に必要な 50 時間の指導経験については、次のように扱う。

1. 英語を使用した指導経験であること（日本語を母語としない児童に対しての英語を使つての指導も含む）。
2. 小学校の通常授業（オンラインを含む）での指導経験が 35 時間（見学の時間は含まない）以上あ

る場合は、50 時間相当とみなす。

3. 小学校での指導経験以外の、英会話スクール、学習塾、自宅教室、公民館、家庭教師などの指導経験（オンラインを含む）をすべて含め、合計 50 時間以上の指導経験があること。

4. 指導の対象は、小学生とする。

5. 50 時間の中には見学の時間を含めることを可能とする。その場合、小学校での通常授業（オンライン含む）の見学に限る。また、含まれるのは 20 時間以内。

6. 小学校での指導経験については 1 コマ 45 分の授業を 1 時間としてカウント。

7. 学校で指導する際の「打合せの時間等」は指導経験に含めない。

8. 対象年齢に関わらず、添削のみの指導は指導経験に含めない。

第 8 条 変更届

資格者は資格申請時に届け出た登録内容に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。

(2) 資格者情報として届け出が必要な項目は氏名、住所、電話番号、メールアドレスとする。

(3) 資格者への個別の連絡および通知については登録内容に基づき連絡されるものとする。

第 9 条 資格の有効期間

証明書の有効期間は 4 年間とする。有効期間を超えて 3 ヶ月以内に手続きが完了しない場合には資格は失効する。

ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には、指導者資格の有効期限から 1 年間の原則として資格更新を認める。遅れて更新した場合にも、資格の有効期限は本来の期限から変更しない。

第 10 条 資格の更新

J-SHINE は、資格取得後 4 年の有効期限が経過する 1 ヶ月前までに「資格更新のお知らせ」を本人に通知する。

指導者は必要手続きを行うことにより資格を更新することができる。

資格更新をするためには、英語指導活動レポート(チェックリスト A もしくは B)と 証明写真を提出しなければならない。

第 11 条 資格認定証明書の再交付

証明書を紛失した場合は認定協議会事務局にすぐに申し出なくてはならない。再発行希望の場合は写真と費用を支払うことで再発行の手続きを行うこと。

第 12 条 費用

J-SHINE の申請などの費用は以下のように定める。なお、有効期限は 4 年とする。

J-SHINE の資格申請料は下記の通りとする。

指導者資格認定料（初回のみ）6,000 円※消費税は別途

J-SHINE の資格更新・切替料は下記の通りとする。

資格更新/デジタルプラン 5,000 円、会員は 3,000 円。※消費税は別途

資格更新/カード付きプラン 8,000 円、会員は 6,000 円。※消費税は別途

資格切替/デジタルプラン 3,000 円（消費税含む）、（上級以上に切替えの場合は 5,000 円）※消費税は別途

資格切替/カード付きプラン 6,000 円（消費税含む）、（上級以上に切替えの場合は 8,000 円）※消費税は別途

第 13 条 その他

ここに定めがないものは、全て理事会に諮って決定するものとする。

（附則）

第 7 条の幼児の指導時間の申請については、2026 年 3 月 31 日までとする。

第 12 条の資格更新・切替料の変更は 2023 年 10 月 1 日以降の適用とし、それまでの間は従来の更新料とする。

2025 年 1 月施行

特定非営利活動法人
小学校英語教育推進協議会